

## 令和8年度 南丹市区長会資料

ページ	件 名	担当部署	連絡先
1	1 令和8年度公衆防犯灯設置要望【6/30 締切】	総務課	0771-68-0002
5	2 令和8年度公衆防犯灯更新補助金【6/30 締切】		
9	3 消防施設等整備事業補助金【6/26 締切】	危機管理課	0771-68-0021
11	4 自主防災組織の認定及び活動補助金		
13	5 災害発生時等の避難所の取扱い		
15	6 令和8年度南丹市自治振興補助金	地域振興課	0771-68-0019
19	7 認可地縁団体の告示事項変更届		
31	8 区からの要望書【6/30 締切】		
33	9 配布物の電子版配信		
35	10 南丹市災害時要配慮者支援台帳の引継ぎ	福祉相談課	0771-68-0023
37	11 令和8年度赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金		
39	12 高齢者地域交流支援事業補助金【12/18 締切】	高齢福祉課	0771-68-0006
49	13 ふるさと南丹応援交付金	商工観光課	0771-68-1008
51	14 南丹市管理道路・河川等清掃経費補助金	建設整備課	0771-68-0051

※主な申請様式については、南丹市のホームページに掲載しています。

「ホーム→まちづくり→協働のまちづくり→行政区→各種制度の様式集（区長会資料）」

[https://www.city.nantan.kyoto.jp/www/town/127/003/000/index\\_1017669.html](https://www.city.nantan.kyoto.jp/www/town/127/003/000/index_1017669.html)



市ホームページ



## 令和8年度 公衆防犯灯設置要望について

区長会資料／総務課

公衆防犯のための街灯について、下記により設置要望（新設のみ）を受け付けます。

### 1. 設置する要件

- (1) 区において、設置後の維持管理（電気代の支払・修繕等）を行えること。
- (2) 区において、設置に関する合意と設置柱地権者の承諾が得られていること。  
※地権者等と問題が生じて、市は一切責任を負いかねます。

### 2. 設置する防犯灯

設置柱	関西電力柱・NTT柱への設置が基本 ※区において、専用柱を設置して維持管理できるものは対象とします。 ※専用柱を設置する場合、官地であっても地権者の承諾が必要です。
防犯灯	LED灯10W（蛍光灯20W相当の明るさ）の新設が基本 ※既設防犯灯（街路灯含む）から25m以内の新設は原則行いません。
設置時期	10～12月の予定（点灯開始は関西電力の都合で遅れる場合があります。） ※要望書受付後、必要度等を検討の上、予算の範囲内で設置します。

### 3. 要望の手続き

提出書類	①公衆防犯灯設置要望書 ②位置図（住宅地図等に要望箇所を図示）
提出期日	令和8年6月30日（火）
提出先	南丹市総務部総務課または各支所総務課

### 4. 設置決定後の手続き

設置決定	要望書受付後、市から区へ設置の可否を通知
その他 留意事項	設置位置によっては、国や府、市の占用許可が必要な場合があります。 許可手続き等が必要な場合は、別途、ご連絡させていただきます。

### 5. 移転・廃止

原則認めませんが、やむを得ない場合は市に連絡の上、区において実施してください。

### 6. その他

区長様のお名前や電話番号など要望書等に記載された情報は、施工業者に提供しますので、予めご了承願います。この情報を本工事以外の目的で使用することはありません。

お問合せ先：総務課（電話68-0002）







## 令和8年度 公衆防犯灯更新補助金について

区長会資料/総務課

交通安全、公衆防犯のための街灯について、下記により従来の防犯灯をLED防犯灯に更新する場合に補助金を交付します。

## 1. 補助金の交付対象要件

- (1) 各区において、維持管理（電気代の支払・修繕等）を行っている防犯灯の器具更新であること。
- (2) 従来の防犯灯（白熱灯、蛍光灯、水銀灯等）をLED防犯灯に更新するものであること。
- (3) 更新する防犯灯は照度基準クラスBの明るさを確保できる防犯灯であること。
- (4) 従来の防犯灯の撤去費、処分費は、含まないこと。

## 2. 補助率について

補助率	2分の1	
補助上限	10,000円/1灯	※対象事業費に補助率（1/2）を乗じた額が10,000円を超えた場合、補助金は10,000円となります。

## 3. 申請手続きについて

提出書類	①【様式第1号】南丹市公衆防犯灯更新補助金交付申請書 ② 見積書（依頼業者の任意様式で可） ③ 位置図（住宅地図等に箇所を図示）	各1部
提出期日	令和8年6月30日（火）	
提出先	南丹市総務部総務課または各支所総務課	

## 4. 申請後の手続きについて

交付決定	申請書受付後、市において審査し、各区へ「交付決定通知」を送付します。
------	------------------------------------



実績報告	交付決定後、各区においては、事業実施（器具更新）いただき、工事及び代金の支払いが完了した日から15日以内に実績報告書を提出してください。	
提出書類	①【様式第5号】南丹市公衆防犯灯更新補助金実績報告書 ② 領収書の写し ③ 完了写真（設置した防犯灯ごとに全体と、電柱番号のわかるものを1枚以上）	



裏面に続く

交付確定	実績報告受付後、市において審査し、各区へ「交付確定通知」を送付します。
↓	
補助金の 請求	交付確定通知を受けられた後、各区においては、南丹市に対して、区長名にて補助金の「請求書」を提出してください。
提出書類	①【様式第7号】請求書
↓	
補助金の 交付	請求書受理後、市から速やかに補助金を交付します。

## 5. 申請事項の変更等について

交付決定を受けた後に、事業内容の変更を行いたい場合には、【様式第3号】南丹市公衆防犯灯更新補助金変更届出書により事前に届け出てください。

## 6. 交付決定等について

各区からの申請多数の場合、予算の関係から、申請をいただいた全ての個数について補助採択させていただくことができない場合もございますのでご了承ください。

また、区内で年次計画を立てて更新いただくなど、複数年度にわたる計画的な更新もご検討いただきますようよろしくお願い申し上げます。

## 7. その他

その他、交付申請手続き等についてご不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせください。

お問合せ先：総務課（電話68-0002）

年 月 日

南丹市長 様

区名

区長名

印

令和8年度 南丹市公衆防犯灯更新補助金交付申請書

南丹市公衆防犯灯更新補助金交付要綱第4条の規定により補助金の交付について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助金交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

2. 補助金算出の内訳

更新対象公衆防犯灯数①	灯
更新対象防犯灯が設置されている電柱の番号  ※優先する順番に記載してください。 (例：①南丹47N1、②南丹50W2、・・・) 別紙に記載していただいても結構です。	
取換工事に要する経費②	円
補助金額 (②÷①×1/2 (100円未満切捨) ×①の灯数、又は①の灯数×10,000円の額のいずれか低い方の額)	円

3. 添付書類

- ・見積書
- ・位置図（更新予定の公衆防犯灯の位置がわかるもの）



消防施設等整備補助事業の手順

■ 提出先 市役所危機管理課 電話 68-0021

済 ※次年度の予算要求に向けて（事業費がおおむね200万円以上）  
**要望調書**

（新年度5月）区長会で概要説明

6月26日（金）〆切（以降も予算の範囲内で随時受付）

**① 補助金交付申請書**

◎添付書類

見積書、参考資料（図面、写真、カタログなど）

※ただし、要望調書に添付いただいている場合は不要

**② 補助金交付決定通知**

**③ 発注・工事着手**



**④ 納品・工事完了**

**⑤ 代金支払い**

**⑥ 完了実績報告書**

◎添付書類

完成写真、契約書写し、納品書写し、領収書写し（業者への支払いが確認できるもの）、請求書等

**⑦ 補助金交付金確定通知**

**⑧ 補助金振込み**

※9月30日頃期限

令和9年度の予算要求に向けて（事業費がおおむね200万円以上）

**要望調書**

令和7年度

令和8年度

地  
元  
区  
・  
消  
防  
団  
・  
自  
主  
防  
災  
組  
織

南  
丹  
市  
危  
機  
管  
理  
課

補助対象となる消防施設等			整備方法	補助事業者	補助率
消防水利	防火水槽 防火貯水池	躯体の有蓋化工事（附帯工事含む）	改修	自治会	事業費の8／10以内
		上記以外の躯体工事	改修 修繕		
		表示板・フェンス	新設 改修 修繕		
	消防道（河川管理者の許可があった場合に限る）	新設 改修 修繕			
	消火栓器具	ホース・管そう・開閉金具・スタンドパイプ・格納箱・表示板	購入		
消防施設	消防詰所・消防車両庫・ポンプ格納庫・サイレン設備・警鐘台・火の見櫓・ホース乾燥柱・土嚢用砂置場・防災備蓄倉庫		新設 改修 修繕	自治会 消防団	事業費の4／10以内 ただし、自主防災組織の申請にあつては、事業費の5／10以内とする。
消防用品	消防団用品	ヘルメット・長靴・脚絆・防寒着・ トランシーバー・投光機・詰所提灯・ 操法火点・簡易水槽・救急工具・救急救護用品・ 拡声器・懐中電灯・その他防災用品	購入	自治会 消防団	
	自主防災用品	ヘルメット・長靴・救急工具・救急救護用品・ 拡声器・懐中電灯・その他防災用品	購入	自主防災組織	
その他	補助対象となる消防施設、設備、備品の盗難防止のための設備		新設 改修 購入	自治会 消防団 自主防災組織	事業費の8／10以内
	市長が特に必要と認めたもの				

## 4 【自主防災組織の認定及び活動補助金】

### 自主防災組織の認定及び活動補助金の概要について

#### (1) 自主防災組織認定制度について

南丹市が、自主防災組織を積極的に支援し連携するため、一定の条件を満たす団体を自主防災組織として認定し、その活動に対して補助金を交付し支援しています。

認定に必要な書類は以下のものです。

- ・ 自主防災組織認定申請書

(添付書類) 自主防災組織の規約(写)、組織図、組織の役割分担及び役割人数等活動内容がわかるもの、災害時緊急連絡先、一時避難所概要書(所在地、連絡先及び収容人数の記載があるもの)

※代表者変更等、届出事項に変更が生じた際は、「自主防災組織変更届」(様式第3号)をご提出ください。

#### (2) 自主防災組織育成事業補助金について

自主防災組織の活動に対する補助金の交付に関し、次のとおり補助制度を設けています。

補助金額	上限30,000円 (ただし、研修の受講に要する経費にあつては、1人当たり40,000円)	1団体年度1回限り (ただし、研修の受講にあつては、この限りでない。)
補助率	3分の2以内	

この補助制度を活用するには、自主防災組織として認定を受けている必要があります。対象となる自主防災組織の活動は、防災意識の向上を目的とする啓発活動、防災訓練などの訓練活動、防災知識の向上を目的とする研修会、研修の受講等です。

交付申請に必要な書類は以下のものです。

- ・ 自主防災組織育成事業補助金交付申請書

(添付書類) 地域防災活動事業計画書、見積書その他事業費の内訳(経費の内容がわかる書類)、その他補助金を受けようとする事業の説明資料

#### (3) 消防防災施設等整備事業補助金の補助率が上乘せされます。

自主防災組織として認定を受けると、通常の補助率4/10以内から5/10以内になります。(自治会、消防団が申請する場合は補助率4/10以内の従来通り)

補助対象事業費に違いはありません。



## 災害発生時等の避難所の取扱いについて

区長会資料／危機管理課

災害発生時又は災害が発生する恐れのある場合には避難所を開設しますが、避難所には種類があり、状況等に応じて取扱いが異なりますのでご留意願います。

### 1. 収容避難所

(1) 大規模な災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合に、南丹市が必要に応じて開設する屋内の避難施設です。

基本的に高齢者等避難情報（警戒レベル3）を発表する場合には、前もって市職員が出向き開設します。

開設又は閉鎖時には、市役所から各区長及び民生児童委員へその旨の連絡をします。また、市防災行政無線、市ホームページ、市公式LINE等でもお知らせします。

地区	園部地区	八木地区	日吉地区	美山地区
避難施設	こむぎ山健康学園 園部第二小学校 北部コミュニティセンター 旧川辺小学校 旧摩気小学校 西本梅地域活性化センター	八木支所 八木東小学校 吉富地域活性化センター 新庄地域活性化センター 神吉地区自治振興会館	殿田小学校 旧五ヶ荘小学校 胡麻郷小学校	美山文化ホール 旧知井小学校 美山保健福祉センター 旧鶴ヶ岡小学校 美山虹の湖交流センター 小湊公民館

(2) ペット避難について検討しております。「ペットは家族と同様」との理解を基に避難時にペットと共に避難する際の基本行動を検討しています。

決定後、市ホームページに掲載し別途市広域ライン等でお知らせしますので、詳細はこれをご覧ください。

#### ・避難形態の整理（同行避難、同伴避難、同室避難）



- ⇒ 同行避難 ペットは屋外の軒下や倉庫の雨露をしのげる場所で避難
- ⇒ 同伴避難 ペットは飼い主と同じ屋根の下であるが、居住スペース外で避難
- ⇒ 同室避難 ペットは飼い主と同じ居住スペースで避難

## 2. 一時避難所

局地的な災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合の一時的避難又は自主避難をする屋内の避難施設（地区の公民館等）です。

基本的に各区の判断で開設いただきます。

## 3. 自主避難所

収容避難所の開設までは至らないが、長時間降り続く大雨や台風が接近する場合に、自宅での待機に不安がある方が自主的に避難できるように、避難を希望する方の要望に応じて開設する屋内の避難施設です。

開設又は閉鎖時には、市防災行政無線、市ホームページ、市公式LINE等でお知らせします。

地区	園部地区	八木地区	日吉地区	美山地区
避難施設	こむぎ山健康学園	八木支所	日吉支所	美山文化ホール

## 4. 長期避難所

南丹市では、地震災害に特化した避難所を検討しております。

長期避難所とは、地震災害により住家の倒壊等により自宅での生活が困難となった被災者が、一定期間にわたり生活することを想定した避難所です。

当該避難所は、簡易ベッドや衛生資機材の配備等により、避難生活における健康被害の防止及び災害関連死の低減を図ることを目的としております。

イメージは下写真のとおりです。決定後、市ホームページに掲載し別途市広域ライン等でお知らせしますので、詳細はこれをご覧ください。



## 6 【令和8年度南丹市自治振興補助金】

### 令和8年度南丹市自治振興補助金

集会所やコミュニティ施設の新設・改修等に活用できる補助金です。

補助金の交付を希望される場合は、地域振興課もしくは各支所総務課までご相談ください。

#### <申請手続きについて>

①補助金の申請	自治振興補助金の「交付申請書」に必要事項を記入し、見積書、現況写真、位置図（場所が確認できる書類）を添付のうえ、地域振興課もしくは各支所総務課まで提出してください。 ※交付申請書は随時受付けています。受付に締切はありませんが、 <u>予算の範囲内での対応となりますのでご了承ください。</u> ※添付された見積書の金額が補助金交付額を算定する際の根拠となります。十分精査された見積書を添付してください。
↓	
②交付決定	交付申請書を審査し、適正であると認められる場合に「交付決定通知」を送ります。 <送付書類：交付決定通知・実績報告書の様式>
↓	
③事業の着手	「交付決定通知」の受領後に、事業に着手ください。
↓	
④事業の完了	事業完了後、「実績報告書」に必要事項を記入し、支出証拠書類（請求書・領収書のコピー）と完成写真を添付のうえ、地域振興課もしくは各支所総務課まで提出してください。
↓	
⑤完了検査	「実績報告書」の書類検査を行います。
↓	
⑥額の確定 補助金の支払	完了検査後に、額の「確定通知」を送ります。 また、「請求書」に基づき、補助金の支払い（口座振込）を行います。 <送付書類：確定通知、請求書の様式>

※書類に不備がある場合、修正や追加書類の提出を求める場合があります。

※事前着手・概算払いを希望される場合は、事前にご相談ください。

※補助金交付決定後に事業内容や事業費に変更が生じた場合は、随時ご連絡ください。

#### ■問合せ・提出先

地域振興課 0771-68-0019 八木支所総務課 0771-68-0020  
日吉支所総務課 0771-68-0030 美山支所総務課 0771-68-0040

# 令和8年度南丹市自治振興補助金 補助要件・補助対象事業

## 補助要件

- ・地域住民の意向が十分反映されたもの
- ・コミュニティ形成に役立つもの
- ・土地・建物その他施設の管理との調整がついており、事業実施に支障がないもの

- ・単年度事業で効用を果たし得るもの
- ・事業実施後も適正な管理を行うもの
- ・この要綱以外の補助制度の適用を受けないもの

## 補助対象事業

区分	事業	事業費 最低額	補助額		補助対象外経費	
			限度額等	補助率		
地域環境 整備事業	①集会所の新築		1,000万円		<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計費</li> <li>・実施主体直営の人件費</li> <li>・用地買収費・補償費</li> <li>・申請手数料・事務的経費</li> <li>・左記事業⑤に掲げる施設用品を除く家具什器類の調達経費</li> <li>・左記事業⑤の調達にかかる撤去・回収等処分費</li> <li>・解体・撤去・残土等処分費、用地造成費が事業費の20%を超える場合はその超過額（左記事業⑨を除く。）</li> <li>※解体・撤去・残土等処分費は、新増改築に伴い必要となる、既存建物の撤去等にかかる費用をさす。</li> <li>・本補助金を活用して設置した施設用品を買い替える場合は、当該補助事業の属する年度から起算して5年を経過しないもの（左記事業⑤に限る。）</li> <li>・その他事業の直接的費用と認めがたい経費</li> </ul>	
	②集会所の改修（主体施設を含む敷地内の施設・設備等、樹木伐採等の危険防止対策を含む）	20万円以上	200万円			
	③集会所の冷暖房設備の設置又は購入	5万円以上	50万円			
	④昭和56年5月31日以前建築の木造集会所改築に伴う耐震診断		2万5千円			
	⑤集会所活動に必要な施設用品（パソコン及び周辺機器、コピー機、印刷機、テレビ、会議用机、会議用椅子、放送機器、プロジェクター、スクリーン、ホワイトボードに限る）の購入	5万円以上	50万円			
	⑥コミュニティ広場・運動公園・各種スポーツ施設の整備	2,000㎡未満		200万円		1/2以内
		2,000㎡以上3,500㎡未満		300万円		
		3,500㎡以上	20万円	400万円		
⑦コミュニティ施設・設備・ゴミ収集施設等の新設、改修（樹木伐採等の危険防止対策を含む）	附属施設等の新設又は改良	以上	200万円			
災害復旧 事業	⑧地域環境整備事業に係る施設の災害復旧		200万円			
		20万円以上	200万円			
特認事業	⑨その他コミュニティ活動を推進する事業で市長が特に認めるもの				市長が認める額	

※地域環境整備事業においては、同一年度内における補助金の交付は、1行政区につき1事業とする。

様式第1号(第4条関係)

令和 年 月 日

南丹市長 様

南丹市

区長

印

令和8年度自治振興補助金交付申請書

令和8年度において、事業を実施したいので、南丹市自治振興補助金交付要綱第4条の規定に基づき関係書類を添えて、次のとおり補助金申請をします。

1 事業名	
2 補助金申請額	金 円
3 事業の内容	
4 事業の目的	
5 事業施工場所	南丹市
6 事業費総額	金 円
7 事業着手年月日	令和 年 月 日(予定)
8 事業完了年月日	令和 年 月 日(予定)
9 その他 (参考事項を記入してください。)	

添付書類：設計図書・見積書・施工箇所現況写真・位置図等



## 認可地縁団体の告示事項変更届の提出について

認可地縁団体の代表者変更などの告示事項の変更がある場合は、必要に応じて下記の書類を添付し、市役所あてに提出していただく必要があります。

### 【代表者変更の場合】

- 1 告示事項変更届出書
- 2 就任承諾書
- 3 代表者が変更したことが証明できる書類（議事録など）

※規約変更の場合は、事前に地域振興課へご相談下さい。



令和 年 月 日

南丹市長 様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地  
名 称  
所在地  
代表者氏名及び住所  
氏 名  
住 所 南丹市

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

代表者の変更

旧代表者 住 所  
氏 名

新代表者 住 所  
氏 名

2 変更の年月日

令和 年 月 日

3 変更の理由



就 任 承 諾 書

令和 年 月 日

私は、地縁団体である\_\_\_\_\_の代表者に就任することを承諾します。

裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無  
(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)

無し 有り (氏名) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_

代理人の有無

無し 有り (氏名) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_

住 所

氏 名

印



令和 年度〔自治会〕  
総会議事録（地縁団体代表者変更用）

1 開催期日 令和 年 月 日

2 開催場所

3 議事（地縁団体代表者変更）

以下のとおり次期地縁団体代表者を選任した。

旧代表者\_\_\_\_\_ 住所

新代表者\_\_\_\_\_ 住所

任期開始期日 令和 年 月 日から

以上のとおり、本議事録の内容が正しいものであることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 \_\_\_\_\_

議事録署名人 \_\_\_\_\_

議事録署名人 \_\_\_\_\_



# 記載例

届出書提出日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

南丹市長 様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名称 <<地縁団体名称>>

所在地 <<地縁団体事務所所在地>>

代表者氏名及び住所

押印不要

氏名 <<新代表者(R8年度代表者)名>>

住所 <<新代表者(R8年度代表者)住所>>

## 告示事項変更届出書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

### 記

#### 1 変更があった事項及びその内容

##### 代表者の変更

旧代表者 住所 <<旧代表者(R7年度代表者)住所>>

氏名 <<旧代表者(R7年度代表者)名>>

新代表者 住所 <<新代表者(R8年度代表者)住所>>

氏名 <<新代表者(R8年度代表者)名>>

#### 2 変更の年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

代表者変更年月日  
(例) 令和8年4月1日

#### 3 変更の理由

<<代表者変更理由>>

(例) 代表者/区長の交替による  
役員の改選による

# 記載例

就 任 承 諾 書

代表者変更年月日  
(例)令和8年4月1日

令和 年 月 日

私は、地縁団体である《地縁団体名称》の代表者に就任することを承諾します。

裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無  
(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)

有りの場合は記入

無し 有り (氏名) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_

有りの場合は記入

代理人の有無  
無し 有り (氏名) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_

住 所 《新代表者(R8 年度代表者)住所》

氏 名 《新代表者(R8 年度代表者)名》

※自署の場合  
押印は不要

印

# 記載例

## 令和 年度 [ ○○自治会 ] 総会議事録（地縁団体代表者変更用）

- 1 開催期日 令和○○年○○月○○日
- 2 開催場所 **○○自治会集会所**
- 3 議事（地縁団体代表者変更）  
以下のとおり次期地縁団体代表者を選任した。

旧代表者 《旧代表者(R7年度代表者)名》 南丹市△△町○○番地

新代表者 《新代表者(R8年度代表者)名》 南丹市△△町××番地

任期開始期日 **令和8年4月1日から**

以上のとおり、本議事録の内容が正しいものであることを認め、ここに署名する。

令和○○年○○月○○日

※自署の場合  
押印は不要

議 長 \_\_\_\_\_ (印)

議事録署名人 \_\_\_\_\_ (印)

議事録署名人 \_\_\_\_\_ (印)



要 望 書			
南丹市長		様	
区 名	代表者名及び連絡先	送付日	年 月 日
(NO. )	氏名	受領日	
	住所 南丹市 TEL		
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 要望の内容を簡潔にご記入ください。</li> <li>2. 施設改善の要望の場合、要望箇所の地番等できるだけ詳細に示してください。</li> <li>3. <u>別紙として、位置図及び写真等の参考資料を添付</u>してください。</li> <li>4. メールの場合は、chiiki@city.nantan.lg.jp へお送りください。(タイトル・本文は必須です。)</li> </ol>			

◆要望書の提出は6月末までをお願いします。



# 4月より全ての配布物の電子版配信が始まります!

毎月第2金曜日、第4金曜日に配布している広報物について、

**令和8年4月より、各町ごとの配布物を含む全ての広報物の配信を行います。**

南丹市公式 LINE のお知らせに記載しているリンクから、市ホームページの配布物一覧を閲覧・ダウンロードできますので、ぜひご利用ください。

※紙媒体が必要ない方は、各区の代表へご連絡ください。

## LINE の受信設定方法

### ステップ①

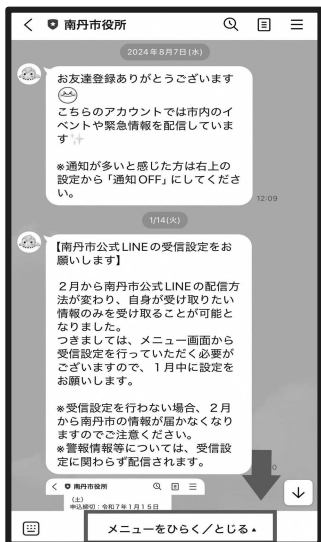
右の QR コードを読み取り、  
南丹市の公式アカウントを追加する。

QR コードからアクセスし、  
追加をタップする。



### ステップ②

トーク画面を開き、  
「メニューをひらく/  
とじる」をタップ  
する。



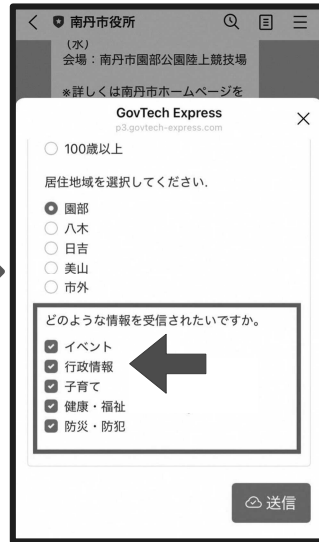
### ステップ③

「受信設定」をタッ  
プし、送られてきた  
「入力フォーム」を  
タップする。



### ステップ④

必要事項を入力し、  
「行政情報」にを  
入れて、送信する。



### ステップ⑤

受信設定完了のメッ  
セージが届いたら、  
登録完了。



問合せ先:南丹市地域振興課 電話番号:0771-68-0019 メールアドレス:chiiki@city.nantan.lg.jp



# 10 【南丹市災害時要配慮者支援台帳の引継ぎ】

令和8年4月

各区長 様

南丹市長

南丹市災害時要配慮者支援台帳の引継ぎについて（お願い）

平素は、南丹市行政の推進に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、南丹市では、下記内容のとおり「南丹市災害時要配慮者支援台帳」を作成し、区長様をはじめ各関係機関に配付させていただいております。

つきましては、今年度より交代された区長様におかれましては、前任の区長様から南丹市災害時要配慮者支援台帳を引き継いでいただき、日ごろの見守り活動等にご活用いただきますようよろしくお願いいたします。

また、引き継ぎされました台帳はそのまま保管いただき、年に一度（6月頃）、台帳の更新をします。その際に引き継いだ台帳を返却いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 災害時要配慮者支援台帳について

高齢者や障がいのある方などで、災害時に自力で避難することに不安のある方が、地域の中で避難支援を素早く受けただけできるよう「南丹市災害時要配慮者登録制度」に基づき作成しているのが「南丹市災害時要配慮者支援台帳」です。地域で安心して暮らすことができる支援体制の整備を図ることを目的に、南丹市災害時要配慮者支援台帳とマップを各関係機関に配付しておりますので、日ごろの見守り活動や有事の際の安否確認等にご活用ください。

なお、個人情報となっておりますので、取り扱いには十分ご注意ください。

### 2 災害時要配慮者支援台帳への登録について

災害時要配慮者支援台帳への登録は、本人の申請により登録されることとなっており、新規に対象となられた方（外国人中长期在留者含む）に対し、毎年当課より案内書類を送付しています。

また、未申請の方で登録された方がよいと思われる方がおられる場合は、地域の民生児童委員様より申請の呼びかけをしていただいております。区長様におかれましても、台帳をご確認いただくとともに、登録された方がよいと思われる方がおられましたら、申請の呼びかけにご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

（担当課）

南丹市福祉保健部福祉相談課

TEL:0771-68-0023

## 南丹市災害時要配慮者支援台帳

### 登録申請のご案内

高齢者や障がいのある方などで、災害時に自力で避難することに不安のある方が地域のなかで、避難支援を素早く受けていただくため、また日頃の見守り活動を行うために、平成20年度より南丹市たすけあいネットワーク制度として「南丹市災害時要配慮者登録制度」を実施しています。

この事業は、市及び関係機関が日頃から要配慮者の情報を把握することにより、地域のみなさんが安心して暮らすことのできる支援体制を整備することを目的としていますので、登録を希望される方は登録申請をしてください。

#### 1、登録の対象となる方

在宅生活をされている以下の①～⑧に該当する方

- ① 身体障害者手帳の1、2級をお持ちの方
- ② 療育手帳のAをお持ちの方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の1級をお持ちの方
- ④ 介護保険の要介護3以上で在宅の方
- ⑤ 65歳以上のひとり暮らしの世帯
- ⑥ 75歳以上のみ（二人以上）で構成されている世帯
- ⑦ 人工透析を受けている方
- ⑧ その他支援が必要と思われる方

#### 2、情報を提供する機関・団体

- ・南丹市（危機管理課、各支所総務課、社会福祉課、高齢福祉課、健幸まちづくり課）
- ・京都中部広域消防組合園部消防署（各出張所含む）
- ・南丹市消防団（各支団含む）
- ・京都府南丹警察署
- ・南丹市社会福祉協議会（各事務所含む）
- ・南丹市民生委員・児童委員
- ・居住されている地域の自治区

#### 3、登録申請の方法

登録を希望される方は、別紙の「登録申請書」により申請してください。  
なお、個人情報保護条例により、各関係機関に情報提供するためには、ご本人若しくはご家族の同意が必要となりますので、同意の署名をお願いします。  
また、地域支援者の方の登録が必要となりますので、同じ地域にお住まいの方にあらかじめ同意を得てください。

##### 問い合わせ先

南丹市役所福祉保健部福祉相談課 ☎ 0771-68-0023

##### 提出先

福祉相談課又は各支所にご提出ください。

# 1 1 【令和8年度赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金】

令和8年4月

各区長 様

南丹市共同募金委員会 会長

令和8年度赤い羽根共同募金および歳末たすけあい募金  
の協力依頼について

平素は、共同募金運動に格別のご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、今年も10月1日から12月31日まで、全国一斉に赤い羽根共同募金運動が展開されます。

この運動は、災害義援金とは別に、市民一人ひとりの善意に基づく社会福祉増進のための募金活動です。

お寄せいただいた募金は、南丹市内の各地域でのボランティア活動、子育て支援活動、高齢者・障がい者等への支援、地域住民の交流・学習会など、地域の福祉活動に使わせていただいております。

つきましては、今年度も、9月下旬に各区長様に戸別募金の依頼をさせていただきますので、何卒ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、昨年度と同様、「赤い羽根共同募金」と「歳末たすけあい募金」を一括して依頼させていただく予定です。

南丹市共同募金委員会 事務局

◆南丹市社会福祉協議会 地域支援センター

TEL 0771-68-3611

◆南丹市役所 福祉相談課

TEL 0771-68-0023



## 令和8年度高齢者地域交流支援事業補助金について

高齢福祉課（TEL 0771-68-0006）

### 1. 高齢者地域交流支援事業補助金について

事業目的：高齢者の孤立化を防止し、地域とのつながりを促進することを目的とした行事（多世代交流、高齢者相互の交流）を実施された場合に、その経費に対し、補助金を交付します。

対象事業：①地域内に居住する全ての方が参加可能な多世代交流（夏まつり等）  
②地域内に居住する75歳以上の方全員が参加可能な交流会等（敬老会等）

実施主体：区（自治会）、複数区の連合体等（共同実施の場合）

補助金額：総事業費の2/3以内の額（100円未満切り捨て）

※ただし、基準日（毎年4月1日時点）に地域内に居住する（住民票がある）75歳以上の方の人数×1,500円を補助上限額とします。  
（S26.4.1以前生まれ）

※各区の人数は別紙一覧のとおり

注意事項：記念品等の配布や、公民館等へそれぞれが記念品を取りに来るなど、対象者が交流する機会が無いと考えられる事業は補助対象になりません。

《対象者の確認のための住民基本台帳閲覧について》

※対象事業を実施するために必要な場合は、住民基本台帳を閲覧することができます。  
※住民基本台帳の閲覧を希望される場合は、事前に市民課または各支所総務課へ電話予約をし、閲覧申請時には区長印および本人確認書類（運転免許証等）をご持参ください。

TEL 市民課：68-0005 八木：68-0020 日吉：68-0030 美山：68-0040

### 2. 補助金交付申請書受付期間および事業対象期間

申請受付期間：令和8年4月13日（月）～令和8年12月18日（金）

事業対象期間：令和8年5月1日（金）～令和9年2月28日（日）

※申請書には、区等の公印を押印ください。

※交付決定日以降に事業（物品購入等も含む）を実施してください。

※申請から交付までの流れは次ページのとおり。

### 3. 申請書提出先

高齢福祉課または各支所総務課

## 4. その他

- (1) 補助事業を実施されるかどうかは区等のご判断となりますが、身近な地域内の交流促進にご活用いただければ幸いです。
- (2) 敬老事業等（対象事業②）で敬老会を開催される場合は、市長メッセージの可否を事業計画書に記載ください。
- (3) 住民基本台帳の閲覧によって知り得た個人情報については、他に漏れることがないよう厳重に管理し、目的以外には使用しないようにしてください。
- (4) 不明な点は、高齢福祉課（Tel 0771-68-0006）までお問い合わせください。

### 《補助金交付申請から交付までの流れ》

#### ① 地域において事業の計画をたてる【区等】

※事業内容・対象者の範囲・収支予算など（後頁のQ & Aもご確認ください）



#### ① 「高齢者地域交流支援事業補助金交付申請書」と「高齢者地域交流支援事業計画書」の提出【区等】

**【令和8年12月18日（金）まで】**

※申請は、必ず事業を開始（物品の購入を含む）される前に提出してください。

※補助金交付申請額：総事業費の2/3または補助上限額のいずれか低い方の額



#### ② 市で審査のうえ「交付決定通知書」を送付【南丹市】



#### ③ 事業実施【区等】（令和9年2月末まで）

（注意）※事業は交付決定通知後に実施してください

※補助金の増額を伴う変更がある場合は、事業実施前に「変更承認申請書」の提出が必要ですので、高齢福祉課にご連絡ください



#### ④ 「実績報告書」の提出【区等】（事業完了後すみやかに提出）

添付書類：収支決算書・領収書等（写）・写真等の事業実施状況の分かる書類（写）

※領収書に宛名が記載されていることをご確認ください。



#### ⑤ 市で確認のうえ「額の確定通知書」及び「請求書」を送付【南丹市】



#### ⑥ 「請求書」の提出【区等】（区等の公印を押印ください）

※振込口座を指定いただきます



#### ⑦ 補助金の交付【南丹市】

様式第 1 号(第 6 条関係)

年 月 日

南丹市長 様

区等の名称

代表者氏名

㊟

南丹市高齢者地域交流支援事業補助金交付申請書

令和 8 年度の高齢者地域交流支援事業を実施したいので、南丹市高齢者地域交流支援事業補助金交付要綱第 6 条に基づき、関係書類を添えて下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 南丹市高齢者地域交流支援事業計画書(別紙)







## ▼南丹市高齢者地域交流支援事業補助金 Q&A

Q1 必ずこの事業を実施しなくてはならないのですか。

A1 いいえ。各自治会等で実施の可否を決めてください。

Q2 補助の対象となる事業内容に決まりはあるのですか

A2 「高齢者と地域のつながりを促進する」ことにつながる事業であれば、内容は各自治会等で決めていただけます。

ただし、「記念品等の配布のみ」「地域の一部の方を対象とした事業（お寺の行事など）」などは補助対象事業として認めることはできませんのでご注意ください。

Q3 70歳以上高齢者を対象にした事業は「地域の一部の方を対象とした事業」に該当し、補助金の対象となりませんか。

A3 対象高齢者を全て含む事業であれば、年齢で区切って事業を行う場合でも補助金の対象となります。

なお、従来の「敬老事業」として高齢者が集う行事を開催され、参加できなかった方へ記念品等を配布した場合は、その費用も補助金対象となります。

Q4 新しく事業に取り組まないと補助金の対象になりませんか。

A4 A2の内容を満たしているのであれば、すでに自治会等で取り組まれている事業に補助金を充てていただいても結構です。

例えば、自治会等で実施される夏祭りや秋祭り、運動会等、地域の皆さんが広く集われる事業も対象になる可能性があります。

Q5 自分の自治会等にどのくらい補助金の対象者がいるかわかりません。

A5 毎年度の区長会開催時に、当該年度の対象高齢者数をお知らせします。

Q6 事業に参加できない方の分はどうなりますか。

A6 原則として、自治会等の区域に居住する全ての対象高齢者に参加の声かけをしていただくこととなりますが、事情により参加できない方があった場合でも、補助金上限額に変更はありません。

また、A3でも記載しましたが、従来より実施されていた敬老事業に補助金を充当される場合は、不参加の方への記念品を配布された場合の費用についても補助対象経費として取扱います。

Q7 自治会等に入っていない方へは回覧板やチラシを配布していません。その場合の呼びかけはどのようにすればいいでしょうか。

A7 公民館やバス停等へポスターを掲示したり、防災行政無線を活用した呼びかけが考えられます。

Q8 事業に必要な物品等はいつから購入することができますか。

A8 補助金交付決定日以降が補助事業の対象となります。必ず交付決定通知書が手元に届いてから発注・購入等を行ってください。

Q9 当区では、夏祭りや運動会など複数の事業を実施しています。これはすべて補助金の対象となりますか。

A9 補助対象になる可能性のある事業を複数実施していても、補助金対象とする事業は年度内に1事業のみとなります。

Q10 補助金の対象となる経費はどのようなものがありますか。

A10 案内通知等の発送に要する経費、会場設営・備品借上等に要する経費、弁当代その他飲食に要する経費、アトラクション等に要する経費等です。

Q11 交流事業を開催し、欠席者には記念品を渡すこととしていますが、出席者にも欠席者と同じ記念品を渡すことはできますか。

A11 対象事業①②に合致する事業を実施される場合は、出席者にも記念品を渡すことは可能です。

Q12 対象期間にグラウンドゴルフ大会をする予定ですが、下記の費用は対象となりますか。

①大会の景品 ②グラウンドゴルフ用品の他の区からの借り上げ代  
③お茶代 ④イベント保険 ⑤事務用品（マジックペン、チラシ用の紙等）

A12 ①対象事業を実施した上で配付する景品、参加賞、記念品等・・・○

②レンタル代・・・○

③お茶代・・・○

④イベント保険・・・○

⑤事務用品・・・○

《注意》備品購入については、原則対象となりませんが、お問合せ下さい。

Q13 区と他団体（区・自治会・振興会以外）とで共催する事業も対象となりますか。

A13 対象事業①②に合致する事業を実施される場合は、他団体との共催にでも対象となります。ただし、区として申請ください。

Q14 区で組んでいる予算の他に、事業（グラウンドゴルフ大会等）への寄付金も収入として良いですか。

A14 事業への寄付金も自主財源として収入に計上いただけます。

《注意》他の補助金を受けている事業の場合は、本補助金の対象となりませんのでご注意ください。

Q15 交付申請書に記載した額（申請額）と実績により算定した額（実績額）が違う時はどのような手続きが必要ですか。

A15 交付申請の際は予定金額で記入いただき、その後実績に応じて交付します。

◆申請額よりも実績額が低い場合

→実績報告書の提出のみ

◆申請額よりも実績額が高い場合

→既に上限金額で申請している場合は、それ以上の交付はできませんので実績報告書の提出のみ

→上限よりも低い金額で申請している場合は、上限までは交付できるため、変更申請を出していただく必要があります。

高齢者地域交流支援事業に関するホームページは

QRコードを読み取っていただくか、下記のURLからご確認ください。

【南丹市HP → くらし → 医療・福祉・介護 → 高齢者の福祉  
→南丹市高齢者地域交流支援事業補助金について】



[https://www.city.nantan.kyoto.jp/www/life/109/005/000/index\\_1011387.html](https://www.city.nantan.kyoto.jp/www/life/109/005/000/index_1011387.html)

## 令和7年度 実施事業例

### 対象事業①（地域内に居住する全ての方が参加可能な多世代交流）

- ・ 地域のお祭り  
地蔵盆、夏祭り、秋祭り、収穫祭など
- ・ スポーツ  
多世代によるグラウンドゴルフ大会、ワナゲ大会、区のスポーツ大会
- ・ 文化芸術  
演奏会、歌謡ショー、落語、俳句、しめ縄づくり
- ・ その他  
防災訓練、人権学習会、欠席者への記念品（商品券など）

### 対象事業②（地域内に居住する75歳以上の方全員が参加可能な交流会等）

- ・ 敬老事業  
敬老会（敬老のつどい）、新年会、食事会
- ・ スポーツ  
グラウンドゴルフ大会
- ・ 文化芸術  
演奏会、マジックショー、
- ・ その他  
詐欺防止教室、欠席者への記念品（商品券など）



## ふるさと南丹応援交付金制度について

本制度は、寄附者が特定の地域を指定して南丹市へふるさと納税を行われた際、寄附金うち5割を指定の地域へ交付する制度です。該当の寄附があった地域は、寄附金を「ふるさと南丹応援交付金」として地域活動に活用できます。

なお、令和8年度に活用が可能な地域には、本年3月に通知をしています。

### <交付金額決定～交付金支払いまでの流れ>

1月～12月	寄附者が寄附金の使途に「地域の活性化に関する事業」を選択、地域を指定し、ふるさと納税で寄附をされます。
--------	---

翌年3月頃	指定のあった行政区へ「ふるさと南丹応援交付金」として次年度に活用いただける金額を通知します。
-------	--

ここからは「ふるさと南丹応援交付金」申請の流れです。

① 翌年4月以降 区長様が市へ 「ふるさと南丹応援交付金」の交付申請をしていただきます。
---

② 市が区長様へ 「ふるさと南丹応援交付金」の交付決定を通知します。
---------------------------------------

③ 事業を実施していただきます。
------------------

④ 区長様が市へ 「ふるさと南丹応援交付金」の実績報告書を提出していただきます。
---

⑤ 市が区へ 「ふるさと南丹応援交付金」をお支払いします。
----------------------------------

<対象事業> 防犯・防災・安全対策、地域福祉・教育活動、交流活動など、行政区の実情にあわせた事業や活動

<対象外事業> 役員報酬・役員手当、個人給付的な支出、食料費、宗教法人への支出など

### <寄附の呼びかけに関して>

区出身者や関係者に対し、お祭りなどの場やチラシ・DMを活用して寄附の呼びかけをされている地域もあります。最新の様式やチラシ、各地域の事例の提供が可能ですので、呼びかけを実施される、検討される地域は商工観光課へお声掛けください。

担当課 商工観光課 電話：0771-68-1008  
mail:syookou@city.nantan.lg.jp



## 1 4 【南丹市管理道路・河川等清掃経費補助金】

### 南丹市管理道路・河川等清掃経費補助金制度について

南丹市 土木建築部 建設整備課

#### 1. 制度の趣旨

本制度は市民の皆様自らが地域における快適で美しい住環境の創造と景観の向上を図るため、南丹市が管理する道路や河川、公園等の清掃活動を実施いただく際、その活動に要する経費の全部又は一部を補助する制度です。

#### 2. 対象となる団体

補助の対象となる団体は、構成員5人以上の団体で基礎的な日常生活圏域として一体性をもっている範囲で活動する団体とします。

具体例としては、行政自治会、PTA及び子供会、老人クラブ、女性会、青年団等を対象団体として想定しています。

#### 3. 対象となる事業

皆様の身近にある市管理道路・河川・公園・法定外公共用物等の美化の向上につながる清掃活動等を対象とします。具体例としては、南丹市が管理する道路の側溝清掃作業や道路・河川及び公園敷地の除草作業等を対象としています。

ただし、ボランティア保険等に加入いただいてから作業を実施していただくことを原則とさせていただきます。

(注) 次のような事業は対象外とします。

- ① 南丹市が管理する施設でないもの（国や府の管理施設等）
- ② 南丹市が主催する清掃活動やイベント開催前後に行われる周辺の清掃活動等
- ③ 他の補助制度の対象となっている場合

#### 4. 対象となる経費

補助の対象となる経費は上記清掃活動を実施するために必要となる経費（消耗品費、燃料費、保険料、委託料（作業の一部を民間事業者等へ委託したものに限る。）及び借上料（必要な機械を民間事業者等から借り上げたものに限る。））とします。

具体的には参加者に対するボランティア保険掛金、草刈機等の燃料代、軍手・お茶・ゴミ袋・鎌・草刈機の刃等の消耗品費、草刈機等の作業委託費や借上料等を対象とします。

(注) 次のような費用は対象外とします。

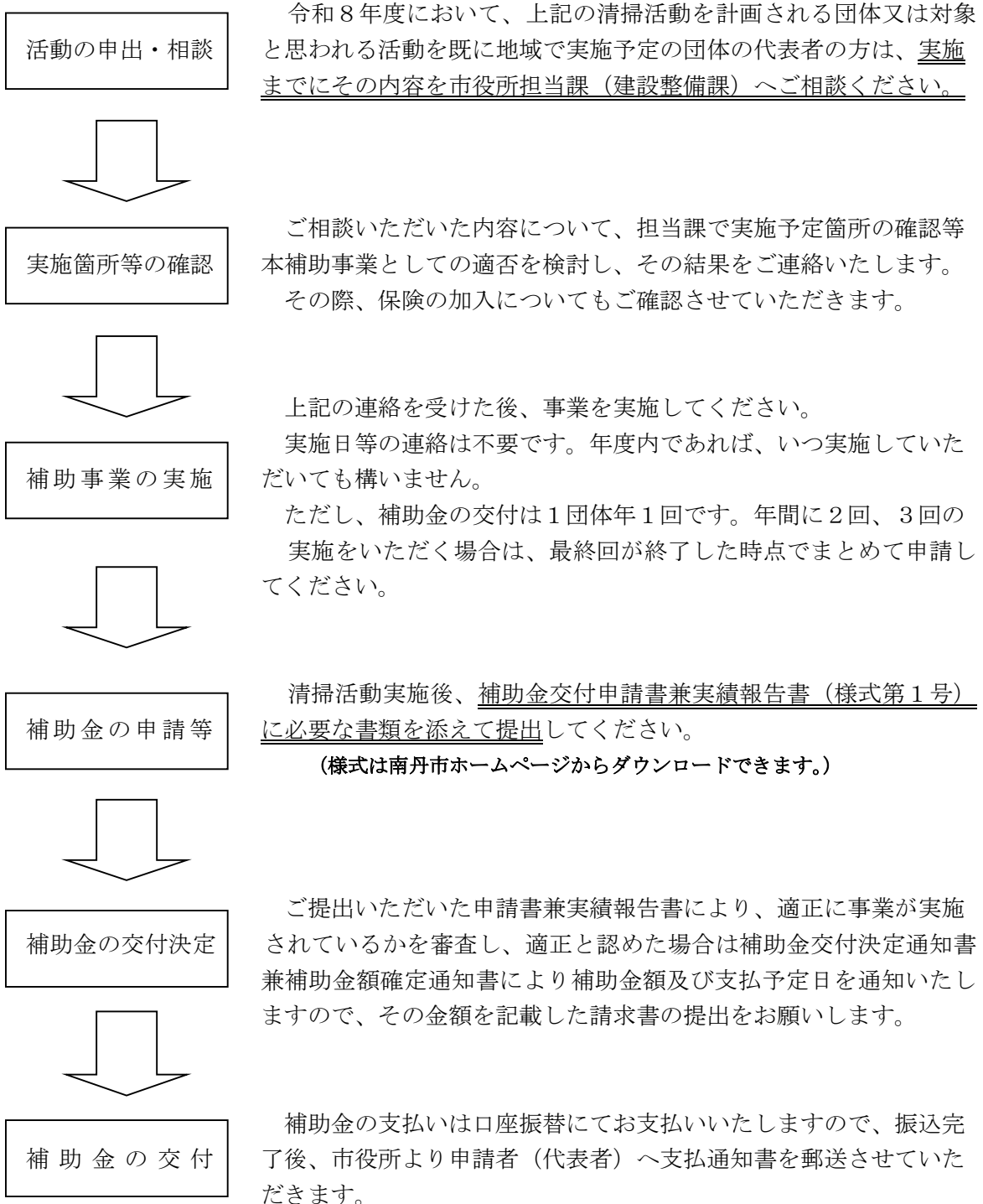
- ① 草刈機等の備品
- ② 熱中症予防等安全上必要な飲料（お茶、スポーツ飲料等）以外の飲食物
- ③ 全ての作業を民間事業者等に委託した場合

#### 5. 補助金の額

補助金の額は、参加者1人あたり500円を基本とし、年1回限り、上限額は2万5千円(1団体50人まで)とします。

ただし、清掃活動に要した経費が基本額(500円×参加者数)に満たない場合は、その経費相当額(100円未満切捨て)を補助金額とします。

## 6. 申請手続き等



以上が制度の概要です。

なお、本補助事業は単年度事業です。次年度以降に同事業を実施される際も同様の事務手続きをお願いします。

また、予算の関係上、事業計画がある場合はお早めにご相談いただきますようお願いいたします。

□制度に関する問い合わせ先

土木建築部建設整備課 TEL0771-68-0051